

正誤表

項目	誤	正																																
<p>特記仕様書</p> <p>20-8 炭素繊維シート表面仕上工</p> <p>20-8-2 種別</p> <p>20-8-3 材料</p> <p>20-8-4 施工</p>	<p>を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="647 344 1409 441"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- ( 3) 炭素繊維シート接着工 A</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-8 炭素繊維シート表面仕上工</p> <p>20-8-1 定義 炭素繊維シート表面仕上工とは、炭素繊維シート接着箇所を仕上げることをいう。</p> <p>20-8-2 種別 炭素繊維シート表面仕上工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="647 625 1555 722"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>JIS A 6909建築用仕上げ塗材のうち、薄付け仕上げ塗材、複層仕上げ塗材相当品（ただし、可とう形・柔軟形を除く）を使用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-8-3 材料 炭素繊維シート表面仕上工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-7-1-6の規定に従わなければならない。</p> <p>20-8-4 施工 炭素繊維シート表面仕上工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-7-1-6の関連する規定に従って行わなければならない。</p> <p>20-8-5 数量の検測 炭素繊維シート表面仕上工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた、設計数量(m<sup>2</sup>)で行うものとする。</p> <p>20-8-6 支払 炭素繊維シート表面仕上工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う炭素繊維シート表面仕上工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用（移動足場（トラック架装リフト（デッキ旋回・ブーム型）揚程8m～10m未満）に要する費用を含む）で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="647 1205 1409 1302"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- ( 4) 炭素繊維シート表面仕上工 A</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9 断面修復工</p> <p>20-9-1 定義 断面修復工とは、覆工コンクリート構造物の欠損箇所の整形、プライマー塗布を行い、左官工法により断面修復材にて修復することをいう。</p> <p>20-9-2 種別 断面修復工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="647 1520 1555 1617"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 1</td> <td>移動足場上でトンネル覆工コンクリートの劣化損傷部をウォータージェット工法ではつり取り、左官工法により断面修復材にて修復するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9-3 材料 断面修復工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>20-9-4 施工 (1) 断面修復工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-6～9の規定に従い行うものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- ( 3) 炭素繊維シート接着工 A	m <sup>2</sup>	単価表の項目	区分内容	A	JIS A 6909建築用仕上げ塗材のうち、薄付け仕上げ塗材、複層仕上げ塗材相当品（ただし、可とう形・柔軟形を除く）を使用するもの	単価表の項目	検測の単位	特- ( 4) 炭素繊維シート表面仕上工 A	m <sup>2</sup>	単価表の項目	区分内容	B 1	移動足場上でトンネル覆工コンクリートの劣化損傷部をウォータージェット工法ではつり取り、左官工法により断面修復材にて修復するものをいう。	<p>を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1757 344 2519 441"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- ( 3) 炭素繊維シート接着工 A</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-8 炭素繊維シート表面仕上工</p> <p>20-8-1 定義 炭素繊維シート表面仕上工とは、炭素繊維シート接着箇所を仕上げることをいう。</p> <p>20-8-2 種別 炭素繊維シート表面仕上工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1757 625 2665 722"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>移動足場上で炭素繊維シート接着工Aの施工後に仕上塗装を行うことをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-8-3 材料 炭素繊維シート表面仕上工に使用する材料は、仕上塗装（下塗り）はエポキシ樹脂系、仕上塗装（上塗り）はアクリルウレタン樹脂系またはフッ素樹脂系とする。なお、材料の使用にあたっては、監督員の確認を得るものとする。</p> <p>20-8-4 施工 炭素繊維シート表面仕上工の施工時に表面の結露やトンネル上部からの滴水等、施工環境条件を満足できないことが予測され対策が必要になった場合は速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。これに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>20-8-5 数量の検測 炭素繊維シート表面仕上工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた、設計数量(m<sup>2</sup>)で行うものとする。</p> <p>20-8-6 支払 炭素繊維シート表面仕上工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う炭素繊維シート表面仕上工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用（移動足場（トラック架装リフト（デッキ旋回・ブーム型）揚程8m～10m未満）に要する費用を含む）で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1757 1268 2519 1365"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- ( 4) 炭素繊維シート表面仕上工 A</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9 断面修復工</p> <p>20-9-1 定義 断面修復工とは、覆工コンクリート構造物の欠損箇所の整形、プライマー塗布を行い、左官工法により断面修復材にて修復することをいう。</p> <p>20-9-2 種別 断面修復工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1757 1583 2665 1680"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 1</td> <td>移動足場上でトンネル覆工コンクリートの劣化損傷部をウォータージェット工法ではつり取り、左官工法により断面修復材にて修復するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>20-9-3 材料 断面修復工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- ( 3) 炭素繊維シート接着工 A	m <sup>2</sup>	単価表の項目	区分内容	A	移動足場上で炭素繊維シート接着工Aの施工後に仕上塗装を行うことをいう。	単価表の項目	検測の単位	特- ( 4) 炭素繊維シート表面仕上工 A	m <sup>2</sup>	単価表の項目	区分内容	B 1	移動足場上でトンネル覆工コンクリートの劣化損傷部をウォータージェット工法ではつり取り、左官工法により断面修復材にて修復するものをいう。
単価表の項目	検測の単位																																	
特- ( 3) 炭素繊維シート接着工 A	m <sup>2</sup>																																	
単価表の項目	区分内容																																	
A	JIS A 6909建築用仕上げ塗材のうち、薄付け仕上げ塗材、複層仕上げ塗材相当品（ただし、可とう形・柔軟形を除く）を使用するもの																																	
単価表の項目	検測の単位																																	
特- ( 4) 炭素繊維シート表面仕上工 A	m <sup>2</sup>																																	
単価表の項目	区分内容																																	
B 1	移動足場上でトンネル覆工コンクリートの劣化損傷部をウォータージェット工法ではつり取り、左官工法により断面修復材にて修復するものをいう。																																	
単価表の項目	検測の単位																																	
特- ( 3) 炭素繊維シート接着工 A	m <sup>2</sup>																																	
単価表の項目	区分内容																																	
A	移動足場上で炭素繊維シート接着工Aの施工後に仕上塗装を行うことをいう。																																	
単価表の項目	検測の単位																																	
特- ( 4) 炭素繊維シート表面仕上工 A	m <sup>2</sup>																																	
単価表の項目	区分内容																																	
B 1	移動足場上でトンネル覆工コンクリートの劣化損傷部をウォータージェット工法ではつり取り、左官工法により断面修復材にて修復するものをいう。																																	